

読替表（第 2 章及び第 3 章関係）

読 替 後	読 替 前
<p>第 2 章 市町村民税</p> <p>第 2 節 課税標準及び税率</p> <p>第 8 法人の市町村民税の申告納付</p> <p>4 4 法人の市町村民税については、市町村内に事務所又は事業所を有する法人で法人税を納付する義務があるものは、法人税割及び均等割の合算額を申告納付し法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び同条第 6 号の公益法人等で法人税を課されないものは、毎年 4 月 3 0 日までに前年 4 月から 3 月までの間に事務所、事業所又は寮等の所在したことに基つて算定した均等割額を納付しなければならないものであること。（法 3 2 1 の 8 ①・②・④・⑤・24・27・28）</p> <p>4 5 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第 8 1 条の 1 9 第 1 項（同法第 8 1 条の 2 0 第 1 項の規定が適用される場合を含む。）及び第 8 1 条の 2 2 第 1 項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のものをいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法 2 9 2 ④IV）</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4）<u>解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除（法人税法 1 0 0、措置法 3 の 3 ⑤・8 の 3 ⑤・9 の 2 ④・4 1 の 1 2 ④）</u></p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>4 5 の 3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第 8 1 条の 1 8 第 1 項の規定により計算される法人税の負担額として<u>支出すべき金額</u>がある場合にあつて</p>	<p>第 2 章 市町村民税</p> <p>第 2 節 課税標準及び税率</p> <p>第 8 法人の市町村民税の申告納付</p> <p>4 4 法人の市町村民税については、市町村内に事務所又は事業所を有する法人で法人税を納付する義務があるものは、法人税割及び均等割の合算額を申告納付し法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び同条第 6 号の公益法人等で法人税を課されないものは、毎年 4 月 3 0 日までに前年 4 月から 3 月までの間に事務所、事業所又は寮等の所在したことに基つて算定した均等割額を納付しなければならないものであること。（法 3 2 1 の 8 ①・②・④・19・22・23）</p> <p>4 5 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第 8 1 条の 1 9 第 1 項（同法第 8 1 条の 2 0 第 1 項の規定が適用される場合を含む。）及び第 8 1 条の 2 2 第 1 項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のものをいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法 2 9 2 ④IV）</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>4 5 の 3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第 8 1 条の 1 8 第 1 項の規定により計算される法人税の負担額として<u>帰せられる金額</u>がある場合にあつて</p>

は、当該法人税の負担額として支出すべき金額（租税特別措置法第68条の9の規定により加算された金額（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあつては、当該法人税の負担額として支出すべき金額から当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として収入すべき金額がある場合にあつては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として収入すべき金額（租税特別措置法第68条の9の規定により加算された金額のうち（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあつては、当該法人税の減少額として収入すべき金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法292①IVのIII、法附則8④）

(1)～(4) 略

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額並びに法第53条第29項及び令第9条の7第4項の道府県民税の控除限度額を超える額があるときは、令第48条の13第5項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8⑳、令48の13）

(1)～(5) 略

(6) 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下（6）及び（8）において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（（8）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該

は、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9の規定により加算された金額（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあつては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあつては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9の規定により加算された金額のうち（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあつては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法292①IVのIII、法附則8④）

(1)～(4) 略

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額並びに法第53条第29項及び令第9条の7第4項の道府県民税の控除限度額を超える額があるときは、令第48条の13第5項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉑、令48の13）

(1)～(5) 略

(6) 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下（6）及び（8）において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（（8）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該

適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格組織再編成の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（8）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。（令48の13⑦から⑱まで）

ア及びイ 略

ウ 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下ウ及び（8）ウにおいて「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（（8）ウにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

（7）～（10） 略

53 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下53において「仮装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から（5）に掲げる場合に還付すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8⑳・㉗～㉙）

（1）仮装経理法人税割額とは、法人税において事実を仮装して経理した金額に係る法人税額又は連結法人税額として算定され、法人税法第134条の2第1項に規定する仮装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。（

適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格組織再編成の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（8）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。（令48の13⑦～⑱）

ア及びイ 略

ウ 適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下ウ及び（8）ウにおいて「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（（8）ウにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

（7）～（10） 略

53 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下53において「仮装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から（5）に掲げる場合に還付すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉕・㉚～㉜）

（1）仮装経理法人税割額とは、法人税において事実を仮装して経理した金額に係る法人税額又は連結法人税額として算定され、法人税法第135条第1項に規定する仮装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。（

令9の8の2・48の14) この場合において、法人税にあつては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額又は連結法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人の市町村民税については、この制度をとっていないので、法人税法第134条の2第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に対応する法人税割額を繰り越して控除するものであることに留意すること。(法人税法第134の2②)

(2) 控除は、更正の日以後終了する事業年度又は連結事業年度の確定申告に係る法人税割額(当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度又は連結事業年度の修正申告及び更正又は決定による法人税割額を含む。)から行うものであること。(法321の8^㉔)

(3) 法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、仮装経理法人税割額があるときは、法第321条の11第4項の規定による通知の際に当該金額をあわせて通知すること。(法人税法129^㉓参照)

(4) 各事業年度又は各連結事業年度の終了の日以前に行われた適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき更正を受けた場合の仮装経理法人税割額についても、合併法人の法人税割額から控除されるものであること。(法321の8^㉓)

(5) 仮装経理法人税割額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア 更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8^㉔)

イ 解散(適格合併による解散を除き、一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち公益法人等以外のものが公益法人等に該当することとなる場合に法人税法第10条の3第1項の規定により解散したものとみなされる

令9の8の2・48の14) この場合において、法人税にあつては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額又は連結法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人の市町村民税については、この制度をとっていないので、法人税法第135条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に対応する法人税割額を繰り越して控除するものであることに留意すること。(法人税法第135②)

(2) 控除は、更正の日以後終了する事業年度又は連結事業年度の確定申告に係る法人税割額(当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度又は連結事業年度の修正申告及び更正又は決定による法人税割額を含む。)から行うものであること。(法321の8^㉕)

(3) 法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、仮装経理法人税割額があるときは、法第321条の11第4項の規定による通知の際に当該金額をあわせて通知すること。(法人税法129^㉔参照)

(4) 各事業年度又は各連結事業年度の終了の日以前に行われた適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき更正を受けた場合の仮装経理法人税割額についても、合併法人の法人税割額から控除されるものであること。(法321の8^㉕)

(5) 仮装経理法人税割額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア 更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8^㉕)

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321条の8^㉕)

場合を含む。)をしたときは、当該解散の日(合併による解散の場合には、その合併の日の前日)の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321の8㉟)

ウ ア又はイの場合において、法人の市町村民税の確定申告書の提出期限後に当該法人の市町村民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の市町村民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について法第321条の1第2項の規定による決定があった場合(法321の8㊿)

エ 法第321条の8第38項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合(法321の8㊾)

54 市町村は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意

ウ 合併による解散(適格合併による解散を除く。)をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321条の8㉟)

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321条の8㊿)

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法321条の8㊾)

カ アからオまでの場合において、法人の道府県民税の確定申告書の提出期限後に当該法人の道府県民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の道府県民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について法第55条第2項の規定による決定があった場合(法321条の8㊿)

キ 法第321条の8第33項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合(法321の8㊾)

54 市町村は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意

すること。(法321の831～35・41)

(1) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正した場合をいうものであること。(法321の831・32)

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第321条の8第31項及び第32項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常にこれらの規定は適用されるものであること。(法321の831・32)

(3) 法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第321条の8第31項又は第32項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第321条の11第4項の通知の際に法第321条の8第31項又は第32項の規定の適用がある旨及びこれらの規定により繰越控除の対象となる金額をあわせて通知するものであること。

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第321条の8第31項から第33項までに規定する法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法321の834)

(5) 繰越控除は、各事業年度又は各連結事業年度の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付

すること。(法321の826～30・36)

(1) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正した場合をいうものであること。(法321の826・27)

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第321条の8第26項及び第27項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常にこれらの規定は適用されるものであること。(法321の826・27)

(3) 法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第321条の8第26項又は第27項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第321条の11第4項の通知の際に法第321条の8第26項又は第27項の規定の適用がある旨及びこれらの規定により繰越控除の対象となる金額をあわせて通知するものであること。

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第321条の8第26項から第28項までに規定する法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法321の834)

(5) 繰越控除は、各事業年度又は各連結事業年度の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付

等」という。)が行われた場合の欠損金額は除く。)及び同条第6項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第5項の規定によりないものとされるものは含まないものであること。また、控除対象個別帰属調整額の算定の基礎となる災害損失欠損金額には、同法第58条第2項の規定により災害損失欠損金額とみなされたもの(最初連結事業年度の開始の日後に適格合併等が行われた場合の災害損失欠損金額を除く。)を含むものとする。

- (2) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人又は分割法人 (以下56、56の2及び56の3において「被合併法人等」という。)について控除対象個別帰属調整額(当該適格合併等の日前7年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象個別帰属調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象個別帰属調整額は、合併法人又は分割承継法人 (56の2及び56の3において「合併法人等」という。)の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法321の8⑧・⑨)
- (3) 控除対象個別帰属調整額は、法人の最初連結事業年度において法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することができるものであること。なお、2以上の最初連結事業年度がある場合は、それぞれの連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額が生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においてのみ法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出することで足りるものであること。(法321の8⑩)
- (4) 法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類として確定申告書に添付するものには、連結親法人が最初連結事業年度において国の税務官署

等」という。)がした場合の欠損金額は除く。)及び同条第5項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第4項の規定によりないものとされるものは含まないものであること。また、控除対象個別帰属調整額の算定の基礎となる災害損失欠損金額には、同法第58条第2項の規定により災害損失欠損金額とみなされたもの(最初連結事業年度の開始の日後に適格合併等が行われた場合の災害損失欠損金額を除く。)を含むものとする。

- (2) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人又は残余財産が確定した法人 (以下56、56の2及び56の3において「被合併法人等」という。)について控除対象個別帰属調整額(当該適格合併等の日前7年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象個別帰属調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象個別帰属調整額は、合併法人又は残余財産が確定した法人の株主である法人 (56の2及び56の3において「合併法人等」という。)の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法321の8⑦)
- (3) 控除対象個別帰属調整額は、法人の最初連結事業年度において法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することができるものであること。なお、2以上の最初連結事業年度がある場合は、それぞれの連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額が生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においてのみ法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出することで足りるものであること。(法321の8⑧)
- (4) 法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類として確定申告書に添付するものには、連結親法人が最初連結事業年度において国の税務官署

に提出する法人税の明細書（別表7の2付表1）の写し、連結親法人の設立後に連結子法人が設立されたことを確認することができる書類等が考えられること。

当該法人税の明細書の写しにより法人税法第81条の9第2項の適用がないことを判定する場合には、「連結法人名」の欄に当該法人の名称が記載されていないことを確認する必要があること。

なお、株式移転制度は平成11年10月1日から導入されたものであるから、同日前に設立された連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、当該連結親法人の設立年月日を確認することができる書類の添付で足りるものであること。（法321の8⑩）

56の2 控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあっては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額で零を超えるものをいう。以下56の2において同じ。）が生じた場合においては、法人の市町村民税について、当該控除対象個別帰属税額を7年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。（法321の8⑪）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

- （1）適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象個別帰属税額（当該適格合併等の日前7年以内に開始した連結事業年度に係る当該控除対象個別帰属税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象個別帰属税額は、合併法人等の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。（法321の8⑫・⑬）
- （2）控除対象個別帰属税額は、当該控除対象個別帰属税額が生じた連結事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除するこ

に提出する法人税の明細書（別表7の2付表1）の写し、連結親法人の設立後に連結子法人が設立されたことを確認することができる書類等が考えられること。

当該法人税の明細書の写しにより法人税法第81条の9第2項の適用がないことを判定する場合には、「連結法人名」の欄に当該法人の名称が記載されていないことを確認する必要があること。

なお、株式移転制度は平成11年10月1日から導入されたものであるから、同日前に設立された連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、当該連結親法人の設立年月日を確認することができる書類の添付で足りるものであること。（法321の8⑧）

56の2 控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあっては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額で零を超えるものをいう。以下56の2において同じ。）が生じた場合においては、法人の市町村民税について、当該控除対象個別帰属税額を7年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。（法321の8⑨）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

- （1）適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象個別帰属税額（当該適格合併等の日前7年以内に開始した連結事業年度に係る当該控除対象個別帰属税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象個別帰属税額は、合併法人等の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。（法321の8⑩）
- （2）控除対象個別帰属税額は、当該控除対象個別帰属税額が生じた連結事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除するこ

とができるものであること。(法321の8⑩)

(3) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した控除対象個別帰属税額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであること。

56の3 法人が法人税法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。

)の規定によって欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を7年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。(法321の8⑮・⑲)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象還付法人税額(当該適格合併等の日前7年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)又は控除対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前7年以内に開始した連結事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法321の8⑯・⑰・⑳・㉑)

(2) 控除対象還付法人税額にあつては、当該控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、控除対象個別帰属還付税額にあつては、当該控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結

とができるものであること。(法321の8⑩)

(3) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した控除対象個別帰属税額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであること。

56の3 法人が法人税法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。

)の規定によって欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を7年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。(法321の8⑫・⑮)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象還付法人税額(当該適格合併等の日前7年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)又は控除対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前7年以内に開始した連結事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法321の8⑬・⑯)

(2) 控除対象還付法人税額にあつては、当該控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、控除対象個別帰属還付税額にあつては、当該控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結

事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することができるものであること。（法321の8⑬・㉔）

(3) 略

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の7第7項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合に、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものとする。（法321の8⑥・⑪・⑮・⑲、法附則8④、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12・令附則5の4③）

58の2 控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額、控除対象還付法人税額及び控除対象個別帰属還付税額の控除の順序については、まず控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額を控除し、次に控除対象還付法人税額及び控除対象個別帰属還付税額を控除するものであること。（法321の8㉓）

62 法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項又は第27項の申告書を提出した法人は、課税標準の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合（同条第2項又は第4項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合）には、法定納期限の翌日から起算して1年を経過した日以後においても当該国の税務官署が当該更正の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。（法

事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することができるものであること。（法321の8⑭・⑰）

(3) 略

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の7第7項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合に、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものとする。（法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8④、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12・令附則5の4③）

58の2 控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額、控除対象還付法人税額及び控除対象個別帰属還付税額の控除の順序については、まず控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額を控除し、次に控除対象還付法人税額及び控除対象個別帰属還付税額を控除するものであること。（法321の8⑯）

62 法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第22項の申告書を提出した法人は、課税標準の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合（同条第2項又は第4項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合）には、法定納期限の翌日から起算して1年を経過した日以後においても当該国の税務官署が当該更正の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。（法

3 2 1 の 8 の 2)

3 2 1 の 8 の 2)
